

会 則

おだわら環境志民ネットワーク会則

(名 称)

第1条 この会は、おだわら環境志民ネットワーク（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、小田原で環境活動に取り組む団体及び個人の連携協力体制を築き、小田原の美しく豊かな自然を守り育てることにより、「自然豊かな小田原で暮らせる喜び」を感じられる地域を未来の子どもたちに引き継ぎ、もって持続的かつ魅力的な地域圏としての日本のさきがけを体現することを目指す。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境活動に取り組む団体及び個人が連携協力体制を築く上で必要不可欠となる情報交換及び共通理解のための機会の提供
- (2) 小田原の環境活動を深く印象付けることのできる象徴的な協働事業の企画及び実施
- (3) 会員等による環境活動に関する相談支援
- (4) 小田原における自然環境及び自然を守り育てるための活動の調査研究
- (5) 他地域における先進的な環境活動の調査研究
- (6) 環境学習、エコツーリズムその他地域の自然環境及び自然を守り育てるための活動の必要性を伝えるための事業
- (7) 会員の活動及び会員間の連携協力による協働事業を広く周知し、活動への新規参加や協力を促すことを目的とした広報
- (8) その他本会の運営にあたり必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同して会員となる団体及び個人をもって構成する。

2 本会の会員になろうとする者は、様式第1の入会届を会長に提出するものとする。

3 第6条の規定により除名され、当該除名の日から3年を経過しない団体又は個人は、会員になることができない。

(資格の喪失等)

第5条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 次条に基づき除名されたとき

2 会員は、退会しようとするときは、様式第2の退会届を会長に提出するものとする。

(除 名)

第6条 理事会は、会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、あらかじめ弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) この会則に違反する行為があったとき

(役員の種類及び選任)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名（会長、副会長を含む）

- (4) 監事 2名
- 2 役員は、総会において会員の互選により定める。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、本会の会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により就任した役員任期は、前任者の任期の残任期間とし、増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 通常総会は、事業年度ごとに1回、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上から請求があったとき、これを開くものとする。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 役員選出に関する事
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (3) 予算及び決算に関する事
 - (4) 会則の改廃に関する事
 - (5) その他、本会の重要事項として会長が必要と認める事項

(総会議決等)

第11条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 4 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に提案すべき事項に関する事
 - (3) 予算の補正に関する事
 - (4) 会員の除名に関する事
 - (5) 実行委員会の設置及び廃止並びに運営に関する事
 - (6) 総会で委任された事項に関する事
 - (7) その他理事会において必要と認める事項

(理事会の議決等)

第13条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(実行委員会)

第14条 理事会は、第2条の目的を達成するために、実行委員会を設けることができる。

2 実行委員会の長は、会長が任命する。

3 実行委員会は、会員の中から希望する者をもって構成する。また、必要に応じて会長が委嘱する者も含める。

4 実行委員会は、必要に応じて実行委員会の長が招集する。

5 実行委員会の廃止については、理事会の承認を要する。

6 実行委員会は、第3条に掲げる具体的な事業を実施する。

(顧問)

第15条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の運営に必要な知見を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関し重要な事項について、会長の求めに応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第16条 本会は、事務局を小田原市環境部環境政策課に置く。

2 事務局長は、環境政策課長がこれにあたる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則は、平成28年3月28日から施行する。

(会員に関する特例)

第2条 本会の設立時の会員は、第4条の規定にかかわらず、別紙1のとおりとする。

(総会に関する特例)

第3条 この会則に基づき最初に開催される総会は、平成28年4月1日に開催されたものとみなす。

(顧問に関する特例)

第4条 本会の設立時の顧問は、第15条の規定にかかわらず、別紙2のとおりとする。

様式第1（第4条関係）

おだわら環境志民ネットワーク 入会届

（宛先）おだわら環境志民ネットワーク 会長

申込日： 年 月 日

本会の目的に賛同し、会員として入会を申し込みます。

会員区分		<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人 ※該当項目をチェックしてください
団体名又は氏名		
団体会員 の場合	代表者氏名	（氏名）
	役職	（役職）
	担当者氏名	（氏名）
	役職・所属部署	（役職・所属部署）
主な活動・事業内容		※活動・事業を紹介するHP等がある場合は、URLをご記入ください
住所		（〒 ） ※団体会員は、担当者が所在する事務所の所在地をご記入ください
電話番号		※団体会員は、担当者の電話番号をご記入ください
e-mail		※団体会員は、担当者のe-mailアドレスをご記入ください
本会で取り組みたいこと		

※上記内容に変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください

様式第2（第5条関係）

おだわら環境志民ネットワーク 退会届

（宛先）おだわら環境志民ネットワーク 会長

申出日： 年 月 日

本会を退会したいので、下記のとおり申し出ます。

退会する者	
退会する理由	

別紙1（附則第2条関係） 本会の設立時の会員

【団 体】

小田原市環境ボランティア協会
和留沢わくワーク村実行委員会
ブリの森づくりプロジェクト
小田原山盛の会
小田原森のなかま
日本野鳥の会・サシバプロジェクトチーム
美しい久野里地里山協議会
金次郎のふる里を守る会
曾我山応援隊
めだかサポーターの会

（企 業）

株式会社 T-FORESTRY
有限会社 小田原植木
FM小田原 株式会社

【個 人】

鈴木 博晶
志村 成則
石戸谷 博範
瀬戸 正功
田先 啓
播摩 信之

別紙 2（附則第 4 条関係） 本会の設立時の顧問

小田原市長

鈴木 博晶（元・環境（エコ）シティ コーディネーター）

西島 摩瑳頭（小田原市環境ボランティア協会 会長）